（業務の委託）

第九十条　法第二百条第二項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

［一～三　略］

四　金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項（第三号から第六号までを除く。）の規定により有価証券とみなされる権利（法第二百条第二項第二号に規定する債権を除く。）

五　［略］

六　組合契約（民法第六百六十七条の組合契約をいう。）の出資の持分（第九十五条第一項に規定するものに限る。）

［七～十七　略］

（特定資産の管理及び処分に関する事項）

第百九条　法第二百二十六条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に関係する事項（特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

［四～七　略］

別表　特定資産の内容の記載事項表（第十八条、第百七条、第百十九条関係）

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
［一～六　略］		
七	金銭債権（信託の受益権を除く。）	1　当該金銭債権の総額、貸付債権、売掛債権その他の種類、構成及び担保の設定状況その他当該金銭債権の属性に関する事項 2　その他当該金銭債権の内容を特定するに足りる事項
［八～十八　略］		

（業務の委託）

第九十条　法第二百条第二項第四号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

［一～三　同上］

四　金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項（第三号から第六号までを除く。）の規定により有価証券とみなされる権利（指名債権を除く。）

五　［同上］

六　組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条の組合契約をいう。）の出資の持分（第九十五条第一項に規定するものに限る。）

［七～十七　同上］

（特定資産の管理及び処分に関する事項）

第百九条　［同上］

［一・二　同上］

三　受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に関係する事項（特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

［四～七　同上］

別表　特定資産の内容の記載事項表（第十八条、第百七条、第百十九条関係）

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
［一～六　同上］		
七	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	1　当該指名金銭債権の総額、貸付債権、売掛債権その他の種類、構成及び担保の設定状況その他当該指名金銭債権の属性に関する事項 2　その他当該指名金銭債権の内容を特定するに足りる事項
［八～十八　同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（投資法人の資産の分別保管方法） **第二百五十三条**　法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混合して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。）　法第二百九条の二の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等（以下この条において「投資法人資産等」という。）の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外	（投資法人の資産の分別保管方法） **第二百五十三条**　［同上］ 一　資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混蔵して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。）　法第二百九条の二の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等（以下この条において「投資法人資産等」という。）の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外